高等技能訓練促進費の経緯等について

1 経緯

時期	支給額(月額)(※1)	支給期間(※1)	対象資格	
H17.4	10万3千円	修業期間の最後の	5 資格(看護師、介護福祉士、保育	
\sim		1/3 (12月上限)	士、理学療法士、作業療法士)	
H20.4	市町村民税非課税 10 万 3 千円	JJ	11	
\sim	上記以外 5万5千円	"		
H21.4	JJ	修業期間の後半の	n	
\sim	"	1/2 (18月上限)		
H21.6	市町村民税非課税 14 万 1 千円	修業期間の全期間	II.	
\sim	上記以外 7万5百円		"	
H23.8		IJ	16資格(5資格+准看護師、言語聴覚	
\sim			士、歯科衛生士、歯科技工士、鍼灸	
	JJ		師、柔道整復師、臨床検査技師、臨	
			床工学技師、診療放射線技師、視能	
			訓練士、義肢装具士)(※2)	
H24.4	市町村民税非課税 10 万円	修業期間の全期間	n .	
\sim	上記以外 7万5百円	(3年上限)		

^{※1} 支給額、支給期間の改正は、国の制度変更に伴うものである。

2 支給実績等

	支給件数	修了者数	資格取得者数	就業者数
17年度	8	8	5	5
18年度	3	3	3	3
19年度	9	9	9	9
20年度	12	12	11	11
21年度	36	10	10	9
22年度	71	22	22	22
23年度	202	35	21	20
(24年度予算)	(324)	(58)	_	_

[※] 表内の「資格取得者数」及び「就業者数」は、当時行ったアンケート調査結果に基づいており、未回答者 分は含まれていない。23年度については、現時点での判明分。

^{※2} 対象資格の16資格は、当初の国の対象資格5資格に、札幌市で追加した11資格を合わせた数である。